



ナンバーディスプレイなど

特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助



▼対象 次の全てに該当する人
またはその人の属する世帯の世帯員

- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
- 特殊詐欺対策電話機や後付けの特殊詐欺電話対策装置などの購入から1年以内であること

●世帯員全員に町税などの滞納がないこと

▼補助金額

購入費の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限5,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書の写し
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の二次元バーコードまたは窓口から申請してください。



▲申請はこちらから

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



後付けの装置に限ります

自動車誤発進防止装置設置費補助金



▼対象

- 満70歳以上で後付けの自動車誤発進防止装置を購入・設置した人で、次の全てに該当する人
- 申請日に町に住所を有していること
- 自動車運転免許証を保有していること
- 町税を滞納していないこと
- 誤発進防止装置の購入・設置から1年以内であること

※申請回数は1人につき1回限りです。

▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限2万円

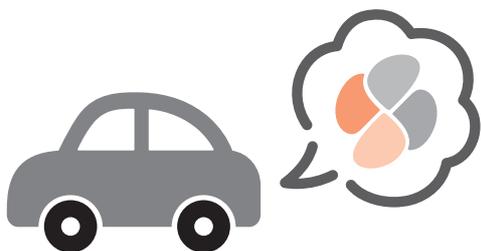
▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)

- 取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの)
- 装着状況が分かる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- 町税を滞納していないこと
- チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の

2分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の二次元バーコードまたは窓口から申請してください。



▲申請はこちらから

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

不登校児童・生徒の居場所「ひばりの家」開設



不登校の児童・生徒の新たな居場所として、7月から、吉岡町教育支援センター「ひばりの家」をオープンします。「ひばりの家」は学校復帰を第一目標としません。担当職員2人の支援のもと、同じ悩みを抱える者同士の交流の場や、自分の思いで過ごすことを通して自主性や社会性を高めていく場所としていきます。

- ▶所在地 吉岡町下野田446番地3
- ▶開室時間 月～土9:00～15:00

問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育室
☎26-2286(直通)

ひとりで悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。

問い合わせ先
健康福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)



▲相談窓口一覧(県ホームページ)

わが家の愛ドルを募集しています

広報よしおか裏面「わが家の愛ドル」のコーナーでわが子を紹介してみませんか？2歳以下のお子さんを募集中です。



▲ご応募はこちらから



▼問い合わせ先
企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)



納付期限までに納めましょう

国民年金保険料

令和6年度の国民年金保険料は、月額**16,980円**です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構は、保険料の未納者に対して、電話、書面、面談により早期に納付するよう案内を行っています。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられ



まちな花

なくなる場合があります。収入が一定額以下の場合には、**保険料免除制度や納付猶予制度**が利用できます。手続きは保険室窓口、または電子申請で行ってください。令和6年度の免除などの受け付けは7月1日から開始し、7月分から令和7年6月分までの期間を対象として審査を行います。申請時の2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができません。

失業などで保険料を納付することが経済的に困難になり、申請を忘れていたために未納期間がある人は、ご相談下さい。

▼相談・問い合わせ先
 茨川年金事務所 国民年金課
 ☎22・1614

※音声ガイダンスが流れたら、2を2回押ししてください。
 住民課 保険室
 ☎26・2249(直通)

まちな職員を募集します

吉岡町職員採用試験(令和7年4月1日採用予定)



まちな鳥

一般行政事務

▼採用予定人員 若干人

▼受験資格(次の全てに該当する人)

- ①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人
- ②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

保健師

▼採用予定人員 若干人

▼受験資格(次の全てに該当する人)

- ①昭和54年4月2日以降生まれで、保健師の免許を有する人(令和6年度の国家試験において取得見込みの人を含む。)
- ②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

▼試験日・内容

【第1次試験】9月22日①

適性検査、教養試験(時事、社会、人文および自然に関する一般知

識など高等学校卒業程度の択一式試験)

【第2次試験】10月中下旬

・各職種共通 事務適性検査、面接試験

・一般行政事務 グループディスカッション

・保健師 作文試験

▼場所 吉岡町役場

▼申込書配布

7月16日②から人事行政室窓口で配布または郵送請求

▼申込受付期間

7月16日②～8月8日③

※開庁時間内に限ります。

※郵送の場合は、簡易書留で8月8日④消印まで有効

▼申し込み・問い合わせ先

〒370-13692

吉岡町大字下野田560番地

総務課 人事行政室

☎26・2240(直通)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。